

鶴岡市自殺予防対策ネットワーク会議設置要綱

平成22年11月15日

訓令第30号

改正 平成26年3月31日 訓令第3号

(設置)

第1条 自殺予防対策の推進を図るため、関係機関、関係団体等（以下「関係機関等」という。）が連携し、総合的に取組む体制を構築することにより、市民のかけがえのない命を救うことを目的に、鶴岡市自殺予防対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 自殺予防に係る社会的取組に関すること。
- (2) 自殺予防に係る関係機関等の情報交換に関すること。
- (3) 自殺予防に係る総合的な対策の推進に関すること。
- (4) その他自殺予防対策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる関係機関等の代表者又はその推薦を受けた者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療・保健・福祉関係機関
- (2) 労働関係機関
- (3) 教育関係機関
- (4) 法律関係機関
- (5) 地域関係団体等
- (6) 警察関係機関
- (7) 行政関係機関

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 ネットワーク会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、ネットワーク会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワーク会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 ネットワーク会議は、必要に応じ、委員以外の者に出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 ネットワーク会議の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、ネットワーク会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年11月15日から施行する。

(任期の特例)

2 この訓令の施行の日以後、最初に第3条第2項の規定により委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱された日から平成24年3月31日までとする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。